

山梨県防災体制のあり方に係る提言(案)

平成26年8月28日

山梨県防災体制のあり方検討委員会

— 目次 —

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| ○提言に当たって | 1 |
| ○委員名簿 | 2 |
| ○審議経過 | 2 |
| I 県災害対策本部の設置基準、職員の配備態勢及び豪雪災害対策 | 3 |
| ①災害対策本部に係る設置基準の明確化 | |
| ②災害の状況に応じた職員配備態勢の見直し | |
| ③初動体制職員に係る見直し | |
| ④県地域防災計画中の豪雪災害対策の見直し | |
| ⑤道路除排雪体制の確立 | |
| II 本部体制 | 6 |
| ①県の災害対応体制における指揮命令系統の統一 | |
| ②本部事務局と各部局の役割分担の明確化 | |
| ③発災直後からの防災関係機関との連携体制構築 | |
| ④本部(事務局)の執務環境の改善 | |
| III 事務局体制 | 9 |
| ①災害対策本部・事務局体制の充実強化 | |
| ②市町村連絡担当職員の事務局への配置と派遣 | |
| ③職員の安否・参集可否の確認に係る改善策の検討 | |
| IV 情報収集体制 | 11 |
| ①被害状況等の迅速・確実な収集・整理体制の構築 | |
| ②支援が必要な孤立集落、及び要支援者の迅速な把握 | |
| V 情報共有体制（総合防災情報システム等） | 13 |
| ①情報共有の仕組みの導入 | |
| ②総合的な防災情報システムの導入 | |
| ③各種情報伝達ツールの活用、及び総合防災情報システムとの連携推進 | |
| ④被災者や要配慮者を支援できる情報共有体制の整備 | |
| VI 情報提供体制 | 16 |
| ①災害時広報体制の充実強化 | |
| ②各種ライフライン情報の集約と提供 | |

| | |
|----------------------------|----|
| VII 県民相談体制 | 17 |
| ①各種相談に対し迅速・的確に対応できる体制の構築 | |
| VIII 報道関係機関への対応 | 18 |
| ①報道対応体制の再構築と情報提供窓口の一元化 | |
| ②定時の記者会見ができる体制の構築 | |
| IX 災害ボランティアの受け入れ体制の強化 | 19 |
| ①災害ボランティアの全県的な受け入れ調整機能の強化 | |
| X 研修・訓練のあり方 | 20 |
| ①本部(事務局)運営マニュアルと研修・訓練の充実強化 | |
| ②本県防災対策の中核を担い得る人材の育成強化 | |
| ③県・市町村幹部の防災・危機管理研修の充実 | |
| XI 地域防災力の強化 | 22 |
| ①自助、共助に係る防災啓発事業の充実 | |
| ②市町村における全庁的な応急対策体制づくりの支援 | |
| ○設置要綱 | 24 |

提言に当たって

本年2月14日の未曾有の大雪は、山梨県にとっては不意打ちだったのかも知れません。

私はマスメディアに対して、この大雪に対する山梨県の対応を、未経験ゆえに発生するバージンバイアスという言葉を使って説明していました。災害心理学では未経験のリスクに対して、正確なリスク認知が得られない傾向のことを、バージンバイアスと呼んでいます。幸いにも31年間にわたって大災害に見舞われなかった山梨県は、大雪のみならず災害に対して正確なリスク認知ができないため、適切な判断ができなかったり、対応が後手に回ったりしても、ある程度は致し方ない、ということですが、この説明は、昼夜を問わずに頑張り続けた県庁の皆さんが、マスメディアから批判され、山梨県の防災体制を見直す気力すらなくなってしまうように配慮したものであり、決して私の本意ではありませんでした。

一方、嫌なことやつらいことは無視したり過小評価したりする傾向のことを、災害心理学では正常性バイアス、あるいは正常化の偏見と呼んでいます。31年間の大規模災害経験の空白は、災害リスクの高い山梨県の現状から目をそむけさせ、災害の殆どない地域であるかのような錯覚を、山梨県の行政のみならず住民に与えてしまったのです。脆弱な防災体制ながら、大災害を現状の体制で乗り切れるという県庁職員の錯覚は、こうして生まれ、防災体制の改革を拒んできました。これは山梨県に限ったことではありません。防災体制を抜本的に見直した地方自治体は、大規模災害を経験して初めてこの錯覚から目覚めることができたのです。

2月の豪雪に対する防災担当部局の対応には敬意を表しますが、実際に行われた災害対応は、指揮命令系統が統一されておらず、情報の共有も不十分で、決して組織的とは言えない内容でした。来る大規模災害に現状の防災体制で臨んだ場合の二次被害の拡大は、もはや想定外などとは言えず、バージンバイアスを用いた責任逃れも許されません。2月の雪害は、決して大規模災害ではありませんでした。しかし、山梨県にとって上記の錯覚から覚醒する貴重な教訓を与えました。豪雪災害の経験を活かし、今後の大規模災害に対して県民の生命、身体、財産を守るため、改革を行える機会は今しかありません。

災害対応の最前線で県民の安全を守るのは市町村です。県はその市町村を支援し、関係機関との調整を行う責務を有しています。同時に、市町村が被災し、応急対応に支障が生じた場合は、市町村に代わって応急措置を講ずる責務を負っています。したがって、本検討委員会の役割は、人的資源も物的資源も乏しい市町村を後方で支援するため、そして市町村の応急措置の代替としての最低限の役割が果たせるように、山梨県の防災体制のあり方の改革を促すことと位置付けています。また豪雪災害のみならず、来る南海トラフ巨大地震や大規模水害、富士山噴火等の大規模災害に対して、自助、共助、公助の連携のもと一丸となって対応することを目指しています。この提言の内容が早期に山梨県の防災体制に反映され、減災につながれば幸甚の至りです。

平成26年9月1日

山梨県防災体制のあり方検討委員会
委員長 鈴木 猛康

○委員名簿

| 機関・所属 | 役職 | 氏名 |
|------------------|---------|--------|
| 山梨大学工学部防災研究室 | 教授 | 鈴木 猛康 |
| (株)総合防災ソリューション | 特任参与 | 佐藤 喜久二 |
| 南アルプス市役所総務部危機管理室 | 防災専門官 | 三木 功 |
| 富士川町鵜沢上北町自主防災会 | 防災長 | 中澤 良夫 |
| 都留市社会福祉協議会 | 福祉活動専門員 | 森嶋 美子 |
| 山梨県情報通信業協会 | 副会長 | 長坂 正彦 |

○審議経過

- (第1回) 平成26年4月21日(月)午後1時30分～
①委員委嘱状の交付
②県庁内検証委員会・中間報告書等の説明
③意見交換
- (第2回) 平成26年5月28日(水)午後2時～
①各委員等からの意見に基づく論点整理(案)の骨子について
②その他
- (第3回) 平成26年6月26日(木)午後2時～
①論点整理(案)について
②その他
- (第4回) 平成26年7月29日(火)午後2時～
①提言骨子(案)について
②その他
- (第5回) 平成26年8月28日(木)午後1時30分～
①提言(案)について
②その他

山梨県防災体制のあり方検討委員会・提言

I 県災害対策本部の設置基準、職員配備態勢及び豪雪災害対策

①災害対策本部に係る設置基準の明確化

【現状・課題】

- ・ 現行の災害対策本部設置基準中、「災害が広範な範囲にわたり、又はわたる恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき」という基準はあいまいである。特に風水害や雪害について、どのタイミングで災害対策本部を設置すべきかが分かりづらい。
- ・ 県災害対策本部を早期に設置し、各市町村及び各消防本部等の防災関係機関との連携強化を図る必要がある。

【提言】

○災害対策本部に係る、災害種別毎の設置基準を明確にすべき

- ・ 本部設置規定のある震度6弱以上の地震災害や、噴火警戒レベル5（避難）となる富士山火山噴火以外にも、風水害や豪雪など、代表的な災害の種別ごとに、具体的な設置基準を設ける必要がある。
- ・ 風水害に係る特別警報や富士山に係る噴火警戒レベル4（避難準備）が発表された時には、広域的な応急対策を要するため、発災前であっても災害対策本部を設置することを基本とすべきである。

②災害の状況に応じた職員配備態勢の見直し

【現状・課題】

- ・ 現状では、例えば大雨警報が発表された時は第2配備態勢（約140名）をとることとされているが、次の段階の態勢は、災害対策本部を設置した時の第3配備態勢（全職員参集（約3千名余））となっている。
このため、大型台風の接近時や豪雪が見込まれる場合等、状況の推移によっては災害対策本部の設置が想定される場合に対応するための適切な警戒態勢が無い。
- ・ 2月の豪雪災害時は、大雪警報が発表された日の夜、大半の職員が帰宅したために、翌日の速やかな登庁が困難になった。
- ・ 市町村からは、当時、全職員の参集が困難であったため、今後、大雪

の際は徒歩での登庁となることを想定し、早めの参集を考える必要があるなどの意見があった。

- ・ 「県職員災害対応ハンドブック」では、「交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、合同庁舎等最寄りの県の機関に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受ける」とあるが、一次参集先や初動対応業務に係る考え方が整理されていない。

【提言】

○災害の状況に応じて、職員の配備態勢を見直すべき

- ・ 大型台風の接近時や豪雪など、相当規模の災害が発生する恐れがあるときには、災害対策本部の設置前であっても、先行的に職員（含・幹部）が非常参集し、関係部局等が緊密に連携して警戒態勢を敷き、発災後速やかに応急対策に当たれるよう「災害警戒本部」を設置する等、段階的な配備態勢を構築すべきである。

○どの配備段階でも、速やかに災害対策本部等に移行できる体制とすべき

- ・ 警報発表時の土砂災害警戒体制、水防本部体制から速やかに災害警戒本部体制や災害対策本部体制へ移行できるように、県土整備部と防災危機管理部門の間で速やかな情報の共有と連携を図るべきである。
- ・ また、応急対策の中核を担う県幹部や県災害対策本部事務局員等が速やかに登庁できるよう、風水害や豪雪などで広範に交通が途絶する恐れなども想定しながら、災害警戒本部の設置時における本部事務局員の登庁や、県幹部職員の自宅待機及び連絡体制の確認など、予め発災前の警戒段階から早期に参集（準備）する等の体制を確立する必要がある。

③初動体制職員に係る見直し

【現状・課題】

- ・ 現状では、初動体制職員（徒歩30分以内で登庁可能な職員・60名余）は、勤務時間外に県内で「震度6弱」以上の地震が起きた時のみ、本庁舎や合同庁舎に参集し、本部事務局員等が参集するまでの間、情報収集や電話対応等を担うこととしている。
- ・ しかし、富士山火山噴火や全県的な豪雪など、地震以外の大規模で突発的に起きた災害で交通網が途絶・寸断した場合には、初動体制職員の参集ルールがないため、勤務時間外に発災した場合の初動対応に不安がある。

【提言】

○初動体制職員の非常参集のあり方を見直すべき

- ・ 大規模災害の発生時には、災害の種別を問わず、速やかに初動体制職員が参集できる体制を充実強化する必要がある。
- ・ このため、初動体制職員については、「県内で震度6弱以上の地震発生」という現行の参集基準に加えて、突発的に富士山が噴火した場合や相当量の降雪があった場合等の参集基準を定める必要がある。

④県地域防災計画中の豪雪災害対策の見直し

【現状・課題】

- ・ 現状では、雪害対策に関する記述については、本編の P37～38 に16行（予防計画）、P137～138 に約1ページ半分（応急対策）があるが、「農業」と「道路管理」に限られており、今回の豪雪災害に適切に対応できる内容となっていない。

【提言】

○県地域防災計画の雪害対策に係る記述について、今回の経験を踏まえて充実を図るべき

- ・ 今回の豪雪災害の経験を踏まえて、今後、同様の降雪があったとしても適時適切に対処できるよう、内容の充実を図るべきである。

⑤道路除排雪体制の確立

【現状・課題】

- ・ 国道、県道、市町村道の管理者がそれぞれ異なることや、除雪依頼業者が管理者間で重複している等の課題があり、全県的に適切な役割分担や優先順位を踏まえた除排雪体制を十分に確立することができなかった。
- ・ 今回の主要道における雪害は、積雪等によるスタック車両が多発し、そのため多くの車両が身動きできなくなり、さらに除雪車の作業を妨げてしまい、多くの車両が数日間動けない状況となった。
- ・ 災害拠点病院、災害支援病院に通じる幹線道路の除雪が進まないかぎり、救急搬送される患者の受け入れや医薬品の搬送等に支障をきたす。

【提言】

○県内の道路除排雪体制を確立すべき

- ・ 国道、高速道路、県道、市町村道等の管理者、及び除雪依頼業者が

適切に協議、連携して、全県的に適切な役割分担や優先順位を踏まえた除雪体制を確立する必要がある。

- ・ 特に、災害拠点病院、災害支援病院等の災害時医療拠点に通じる幹線道路等の除雪については、人命救助に関わる救急搬送の必要性に応じて、道路啓開を優先的に行うことが重要である。

II 本部体制

①県の災害対応体制における指揮命令系統の統一

【現状・課題】

- ・ 県災害対策本部の本部長は知事、副本部長は副知事、総務部長、県警本部長、本部事務局長は防災危機管理監となっている。
しかしながら、本来、本部事務局長は関係部局を統括して災害応急対策に係る調整や立案を行う必要があるが、指揮命令系統上、そうした位置づけ（規定）が明確となっていない。
- ・ 県土整備部対策本部は本館の7階、県医療救護対策本部は本館5階にそれぞれ設置されているため、県災害対策本部事務局（防災新館4階）との連携や情報共有等に課題がある。

【提言】

○指揮命令系統を統一するために、県の災害対応体制（組織）を見直すべき

- ・ 責務と権限を明確にし、指揮命令系統を統一することは、危機管理である災害対応には欠かすことができない。
円滑な災害対応を確実に実施するためには、災害時に防災危機管理部門のトップ（現状では、防災危機管理監）に与える責務と権限は、防災訓練の実施や防災計画の見直しなど、平常時の防災施策の実施においても同様とすべきである。
- ・ 指揮命令系統上、防災危機管理監を知事直属とし、災害対応の指揮者として各部局を統括して調整を行う旨の位置づけ（規定）が明確になるよう、災害対応体制を見直すべきである。
なお、防災危機管理監には防災実務に十分な経験と実績を有する人材を当てるとともに、災害対策本部の円滑な運営を可能とするため、複数年にわたって職務につくこととすべきである。
- ・ 防災危機管理部門は、防災危機管理監の指揮下で災害対策本部事務

局として各部局の調整を図るとともに作戦計画立案の機能を果たすため、砂防、治水、道路や図上訓練等の技術専門職を含む人員の拡充を図り、防災危機管理部等の組織として充実強化すべきである。

その際、防災危機管理部門の職員には、十分な経験とスキルを兼ね備えた者を配置すべきである。

- ・ 大規模災害の発生時等には、全県の道路状況や医療機関等の重要な情報を、県幹部や災害対策本部事務局等が迅速に把握した上で、応急対策を協議し対応する必要がある。

したがって、現状の災害対策本部、県土整備部災害対策本部、医療救護対策本部の3本部の関係を見直し、指揮命令系統や情報管理の一元化を図るべきである。

②本部事務局と各部局の役割分担の明確化

【現状・課題】

- ・ 「山梨県災害対策本部活動要領」では、本部設置時の本部事務局（8班体制）、各部局・各課室の業務分掌が定められているが、それぞれの指揮命令系統及び業務分担が不明確である。
- ・ また、各部局・各課室の業務は平常時業務の延長線上の業務が多く、災害時に必要となる業務が十分に規定されていない。更に、物資調達等の業務が複数課に分かれており、業務分掌が明確に整理されているとは言いがたい。
- ・ 災害時の業務が明確に規定されていない課室もあり、このままでは、大規模災害時（特に初動期）に繁忙を極める課室と、応急対策業務が少ない課室に二極化する恐れがある。

【提言】

○災害対策本部事務局と各部局の役割分担を明確化すべき

- ・ 災害時の事案処理は、各部局が対応するのは当然であるが、各部局を超えて対応しなければならない事案が発生する。このことも踏まえて、災害対策本部事務局と各部局・各課室との業務分掌を明確にすべきである。

各部局の業務分掌は、平常時業務の延長上での業務だけでなく、本県で大規模な災害が発生した際に、全庁体制で初動段階から適切に対処しうるよう、災害応急対策に係る業務を適切かつ具体的に分掌させるほか、部署間の応援に係る業務を定めるべきである。さらに、県災

害時業務継続計画（BCP）など、各部署ごとの時系列の行動計画も整備・充実すべきである。

③発災直後からの防災関係機関との連携体制構築

【現状・課題】

- ・ 本年2月の豪雪災害時に設置された県災害対策本部に連絡員（リエゾン）が参集したのは、主に自衛隊、NEXCO 中日本、国交省、応援県（新潟県、静岡県、長野県）等であり、主要なライフライン関係機関（交通、通信、電気等）の多くは参集しなかった。県も、それらの機関に参集を要請しなかったため、ライフライン関係等の情報の速やかな共有について課題があった。
- ・ 豪雪災害時に、道路情報の確認を行ったが、情報が一元的に管理されておらず、国道、県道等で複数ヵ所に確認を行わなければならなかったとの指摘もあった。
- ・ 主要幹線道路の除雪に時間を要したことによる交通網の麻痺により、電力会社等が災害現場に到着できなかつたり、物流の停滞や帰宅困難者が発生したりするなど、社会生活に大きな影響を与えた。

【提言】

○発災の初期段階から、防災関係機関連携体制の構築や総合的な調整機能を強化すべき

- ・ 各防災関係機関で状況認識の統一を図り、相互連携しつつ適時適切に応急対策を講じていくために、県が災害対策本部を設置する際には、災害の態様を踏まえて、関係する機関が速やかに本部に適切な連絡員（リエゾン）を派遣する体制を構築すべきである。
- ・ 災害対策本部にリエゾンを配置し、各リエゾンに担当班を割り当て、リエゾンとの情報共有、協議できるような体制にすべきである。
例えば、道路協議のような重要な協議については、複数の関係機関のリエゾンと関係部局が、災害対策本部室で一堂に会して状況認識の統一を図りながら、人命救助や救急搬送などを考慮した道路啓開の優先順位などの対策案を立案し、速やかに関係部局と調整する等、迅速かつ的確な調整、意思決定や情報伝達を行うべきである。

④本部（事務局）の執務環境の改善

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時に本部事務局室の各班にノートPCが配置されていたが共有フォルダへの同時アクセスが困難であったり、庁内LANに接続できないため、庁内外へのメール送受信ができなかった。
また、職員ポータル共有フォルダ機能を使えない等の制約もあった。
さらに、本部事務局室で使用するコピー機等が、不足していた。
- ・ 多数の職員が事務局室等で仮眠していたが、寝具（寝袋、マット等）が不足していた。

【提言】

○本部（事務局）の執務環境を見直すべき

- ・ 本部事務局室で活用するPCについては、各班及び各部局等との情報の受伝達や共有ができるよう、庁内LAN等への接続ができる環境を構築すべきである。
- ・ また、夜間、庁舎内に宿泊して応急対応にあたる職員のために、寝具やマット類の必要数を確保する必要がある。

III 事務局体制

①災害対策本部・事務局体制の充実強化

【現状・課題】

- ・ 現状では、災害対策本部事務局は、本部の事務を処理するという位置づけになっているが、実際には、災害応急対策の中核的な事務を実施している。
さらに、各部局を統括して機能を強化しようとする場合、現在の位置づけでは不十分である。
- ・ 現在の8班体制（総合調整班、情報収集班、通信班、報道班、県民相談班、物資調達班、避難・輸送対策班、建築物・廃棄物対策班）では十分に対応できない業務（例：国会議員等の賓客への対応、消防・自衛隊・警察等のヘリコプターの運航調整、等）が見られた。
- ・ 災害対応の中核を担う幹部職員が報道対応や国会議員等の対応に追われる等の課題があった。

- ・ 各部局から総合調整班に派遣された連絡員は担当者レベルであり、各部局幹部との調整を担うには、不十分であった。

【提言】

○事務局体制を充実強化すべき

- ・ 円滑な災害対応が可能となるよう、県災害対策本部事務局を、災害対策本部における中枢的な対策方針の立案と実行に係る調整を担う組織として明確に位置づけるとともに、それにふさわしい名称に改めるべきである。
- ・ 現在の8班体制では十分に対応できない、来庁する多数の視察・要望者等への対応や、消防・自衛隊・警察等のヘリコプターの運航調整、県内外からの災害ボランティアへの対応等の業務については、それを分掌する班を新たに設ける必要がある。
- ・ 災害対応の中枢を担う幹部職員がその業務に専念できるよう、報道対応については専任の広報官を、また、国会議員等の対応については渉外対応を担う組織を設置すべきである。
- ・ さらに、各部局から総合調整班に派遣する連絡員（調整員）は、各部局長等との橋渡しや調整ができる職位の職員を配置すべきである。

②市町村連絡担当職員の事務局への配置と派遣

【現状・提言】

- ・ 災害対策基本法第73条には、市町村が被災し対応が困難となった場合、県が市町村に代わって緊急措置をすることが規定されている。とくに規模の小さな市町村では職員数が少ないため、防災担当職員に過度な負担が強いられ、県への報告や要請が滞りがちである。
- ・ 市町村等から救援物資など、多数の要請が寄せられた場合は、現行の人員体制では“後追い”になりやすい。

【提言】

○的確な市町村支援ができるよう、市町村の情報収集に当たる本部事務局要員を大幅に増員すべき

- ・ 災害対策本部事務局情報班に、対象の市町村を特定した市町村連絡担当職員を配置し、各市町村の対応・被害状況を迅速に把握しながら、市町村の先取り支援を可能とする体制を整えるべきである。

- ・ 災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣することにより、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処置できる体制を整えるべきである。

③職員の安否・参集可否の確認に係る改善策の検討

【現状・課題】

- ・ 大規模災害の発生時に、県職員やその家族の安否確認や、参集可否等の確認を速やかに行う体制が構築されていない。

【提言】

○災害発生時の職員の安否、居場所、参集可否（参集予定場所）の確認に係る改善策を検討すべき

- ・ 大規模災害の発生時に、県職員やその家族の安否確認や、職場への参集の可否、及び参集の時期等の確認を速やかに行う体制を構築することが重要である。

IV 情報収集体制

①被害状況等の迅速・確実な収集・整理体制の構築

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、市町村からの情報収集について、災害対策本部と各部局の担当者から同じ内容の問い合わせがあったり、それぞれで収集した情報が相互に相違していたりなど、混乱をきたした。
- ・ 大規模地震の発生などで、交通、通信、電気等のライフラインが途絶した場合に、県下各地の被害状況や救援要請状況などが迅速、正確、かつ確実に把握できるソフト（態勢）と、ハード（情報通信ツール）の両面が、現状では十分に構築されているとはいえない。
地域と市町村が双方向で通話できる防災行政無線や衛星携帯電話が配備されていない地域も、多く存在する。
- ・ 地域や避難所、学校等における、住民や生徒等の安否確認を県下で統一的行うことのできる情報管理システムの構築を検討する必要がある。
- ・ 2月の豪雪災害時には、県内各市町村の被害実態の把握が遅れた。
特に、2月15日（土）～16日（日）の2日間は被害情報が少なく、

孤立世帯については、実態がなかなか把握できなかった。

それ以上の大規模災害を想定すれば、市町村は災害対応に忙殺され、さらに庁舎の一部損壊等により、現状の通信手段を喪失する可能性もある。

【提言】

○ (発災直後等からの) 被害状況、救援要請状況等の迅速・確実な収集・整理体制を構築すべき

- ・ 県が市町村から被害情報等の収集を行う場合、災害対策本部事務局と各部局が重複して同一の情報を収集することの無いよう、情報収集体制の整理、統一を図る必要がある。
- ・ 大規模地震の発生などで、交通、通信、電気等のライフラインが途絶した状況になっても、県下各地の被害状況や救援要請状況などが迅速・確実に収集して把握できるようにするとともに、各種の膨大な情報を、課題別や重要度の区分などにより整理できる体制を構築する必要がある。
- ・ 市町村が災害対応に忙殺されたり、庁舎や通信機器等の損壊により、県との通信が途絶した場合にも、必要に応じて、情報収集要員や無線通信機器を被災地に送り込むなど、被害状況や要請状況を把握できる体制を構築する必要がある。
- ・ 地域や避難所、学校等における住民や生徒等の安否確認を県下で統一的去ることをのけるソフト（態勢）と、ハード（情報通信ツール）の両面の構築を検討する必要がある。

② 支援が必要な孤立集落、及び要支援者の迅速な把握

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、支援を必要とする孤立集落について、明確な定義がなされておらず、全県的な状況把握にも時間を要した。

【提言】

○ 孤立集落（支援が必要な集落）、要支援者等の状況を速やかに把握できるようにすべき

- ・ 2月の豪雪経験も踏まえて、支援を必要とする孤立集落の定義を明確にするとともに、災害時に速やかに孤立集落の状況が把握できる体制を構築する必要がある。
- ・ また、平成25年6月の災害対策基本法改正を踏まえて、全ての市町

村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたことも援用して、災害時に市町村が集落ごとに支援が必要な要支援者を確実に迅速に把握できる体制の構築を、県として支援していく必要がある。

V 情報共有体制（総合防災情報システム等）

①情報共有の仕組みの導入

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、高速道路や国管理の国道、県管理の県道・国道、林道、農道、市町村管理の道路など、道路管理者が異なるために、全ての道路関係情報を一覽で把握できる仕組みが作られておらず、県全体の道路状況の把握に困難を極めた。

【提言】

○防災関係機関や公共的団体等との間で状況認識の統一を図るための情報共有の仕組みを導入すべき

- ・ 県災害対策本部事務局において、大型の地図やITを活用した地理情報システム等を用いて、全県の道路情報や、重大な災害の発生状況、救援部隊の展開状況等が一目で分かる「災害対策地図」の迅速・確実な記入（入力）及び情報共有が可能となる仕組みを構築する必要がある。

②総合的な防災情報システムの導入

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、所管部署が収集した情報を複数の関係機関に伝達するのに相当な時間を要するなど、各種情報の収集・伝達・共有・県民等への広報などに関して、抜本的に改善すべき多くの課題が顕在化した。
- ・ 電話やファックス主体の情報伝達では、市町村、県、防災関係機関等との間でも、同一組織内でも、1対1の「伝言ゲーム」方式による受伝達となる。このため、災害応急対策に多数の機関が関わる場合、最新の情報を同時に共有できないため、機関間連携に支障が生じ、対応が遅れが生じる。また、大規模災害では情報量が膨大となるため、情報の取捨選択、分析に多大な時間を要する。
- ・ 災害の規模が大きくなるほど、膨大な量の被害情報や救援要請が県に寄せられる。それらを全て、(対応状況も含めて) ホワイトボードや紙伝

票、紙地図等に記入し整理することが困難であることは、過去の大規模災害をみても明らかである。

【提言】

○庁内外で各防災関係機関が状況認識を統一する総合的な情報システムを導入すべき

- ・ 上記の課題に対処するため、近年、一部の都道府県等で、地域と市町村、都道府県、防災関係機関などがリアルタイムに必要な情報を共有できる、ITを活用した「総合防災情報システム」を導入（又は検討）する動きが顕著になっている。
また政府も、国の総合防災情報システム（中央省庁間で共有化）を都道府県の防災情報システムと連携させ、リアルタイムで情報収集・集計する事業に着手（H26年度～）している。
- ・ 当県では、ITを活用した災害図上演習を実施し、地域と市町村、県、防災関係機関などがリアルタイムに必要な情報を共有することの有効性を検証している。
- ・ こうした総合的な防災情報システムを導入することにより、一機関がシステムに被害情報や救援要請等の情報を入力すると、システムにつながっている全ての機関が、直ちにその情報を共有でき、状況認識を統一して応急対策の協議ができる体制を構築すべきである。
- ・ 県や市町村等が災害時に多数のツールに別々に入力することは手間がかかり、情報伝達の遅延にもつながる。
できるかぎり、総合的な防災情報システムに一度入力すれば、そこからほぼ自動的に各種ツールに必要な情報が流される仕組みを構築する必要がある。
- ・ 総合的な防災情報システムに登録された情報のうち、公開情報については、報道関係機関等が閲覧可能とする必要がある。
- ・ 総合的な防災情報システムの導入にあたっては、システム導入を本県の災害対応の抜本的改善につなげていくことが重要である。
このため、単年度でシステム構築を完了させるという発想ではなく、基本システムを構築した上で訓練や実運用を通じた検証や改良を重ね、複数年をかけて、真に本県の地域特性を活かしたシステムを完成させることが望ましい。また、参画機関への教育・研修が定期的かつ円滑に行われる体制の構築が重要である。

③各種情報伝達ツールの活用、及び総合防災情報システムとの連携推進

【現状・課題】

- ・ 近年、県民や観光客（含・外国人）に対して、速やかな情報伝達を可能とする様々なメディアやSNS、「公共情報コモンズ」などのITシステムが開発されているが、本県ではそれらを十分に活用しているとは言い難い状況にある。

【提言】

○様々なツール（テレビ、ラジオ、HP、ツイッター、公共情報コモンズ、緊急速報メール、等々）の充実、活用と連携強化を図るべき

- ・ ツイッター等のSNS活用や、庁内LANへの接続による共有フォルダの活用により、大量のデータを効率的に整理したうえで、防災関係機関や県民等が閲覧、検索できる仕組みを構築する必要がある。
- ・ 総務省が平成27年度末までにすべての都道府県に「公共情報コモンズ」※を導入するよう呼びかけていることから、上記の防災情報システムは「公共情報コモンズ」とシステム連携させることが望ましい。
（※自治体が住民等に知らせる重要な防災情報を集約して、各種メディアに発信する仕組み）
また、CATVとのシステム連携によってさらにきめ細かな情報提供が期待できる。
その他、携帯電話の緊急速報メールや登録制メール配信、防災ツイッター等のSNSなどとシステム連携させることにより、県や市町村が防災情報システムに情報入力すれば、ほぼ自動的に防災情報が様々なメディアに配信される仕組みを構築することが望ましい。

④被災者や要配慮者を支援できる情報共有体制の整備

【現状・課題】

- ・ 平成24年6月の災害対策基本法改正により、市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することが可能となり、当該市町村内の関係部署において、被災者の支援を行うために必要な情報を共有し活用できるようになった。
また、被災者台帳の中の必要な情報を他の地方公共団体、その他の団体にも提供することが可能となり、当該市町村以外に移動した被災者の支援を、より効率的に行うこともできるようになった。
- ・ また、平成25年6月の災害対策基本法改正により、市町村には、重

度の要介護高齢者や障がい者等の要支援者を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられた。

更に災害発生時には、傷病者等の生命を救う等の目的で、必要に応じて、避難先の市町村や医療機関等にその情報を提供できることとなったが、同名簿の作成が十分に進んでいない。

- ・ また、こうした被災者や要支援者に関する情報を市町村内（関係部局）や外部の支援機関とで効率的に共有できる情報システムを導入している自治体は少なく、それ以外の自治体では、被災者等の支援に必要な情報の迅速な受伝達や共有に困難を生じている可能性がある。

【提言】

○大規模災害に備え、広域連携に必要な、被災者や避難行動要支援者に係る情報を共有できる体制を整えるべき

- ・ 市町村に対し、「被災者台帳」の作成準備や「避難行動要支援者名簿」の作成を促すとともに、災害時に当該市町村以外の市町村や県等が広域避難者等を連携して支援することができるよう、それらの台帳や名簿に係る情報を、必要に応じて、支援に関わる公的機関に迅速に伝達し共有できる仕組みの構築を推進すべきである。

VI 情報提供体制

①災害時広報体制の充実強化

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、一時的に、県からの被害状況速報の「やまなし防災ポータル」への掲載が途切れるなど、県民や来県者に対して十分な情報の発信ができなかった。
- ・ 高齢者等向けの分かりやすい情報伝達方法も課題である。

【提言】

○県の災害時広報についての体制を見直し、充実強化を図るべき

- ・ 県災害対策本部の対応状況全般を、できるだけリアルタイムで把握し、定期的に情報提供を行える体制を構築する必要がある。
- ・ 高齢者向けの情報伝達方法として、テレビが視聴可能な場合は、県は「公共情報コモンズ」等も活用して、番組の画面上部へのテロップ表示や、地デジ・データ放送を活用した地域別・市町村別（CATVの場合は世帯別）の情報提供がきめ細かくできるよう、取り組みを進め

るべきである。

併せて、大規模災害時にも使える可能性の高いラジオを通じた災害時広報も積極的に推進すべきである。

②各種ライフライン情報の集約と提供

【現状・課題】

- ・ 各種のライフライン情報が、それぞれの機関から個別に提供されているため、情報の一元化と情報提供が困難である。

例えば、高速道路と並行路線となる国道等の連携（情報交換）について、通行止の情報を、事前に道路管理者間で交わせたとは言えず、各管理者の対応が後手になった。そのため、市町村や県民等への道路情報の提供に遅延が生じたり、提供すべき情報量が不足していた。

【提言】

○道路・交通情報、電力、通信、ガス・水道等のライフライン情報を、県で集約し、市町村や県民等へ情報を配信すべき

- ・ 各種ライフライン情報を集約し、市町村や県民等に分かりやすい一覧情報として提供していくことが望ましい。
- ・ 県民等が、テレビやラジオ、携帯電話、パソコン、ツイッター等の多様な情報伝達手段を通じて、各種のライフライン情報をできるかぎりリアルタイムで把握できるように、情報提供を行う必要がある。

VII 県民相談体制

①各種相談に対し迅速・的確に対応できる体制の構築

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、県民等から道路の除雪状況など多数の相談が寄せられたが、災害対策本部事務局（県民相談班）に必要な情報が十分に集約できなかったため、迅速かつ的確に対応することが困難な場面があった。

【提言】

○各種の相談に迅速かつ的確に対応できる体制を構築すべき

- ・ 災害対策本部事務局（県民相談班）の職員が、常に最新の情報を把握したうえで相談に対応できるよう、災害対策本部の各部署が把握した情報を速やかに相談窓口部署に提供する体制を構築するべきである。

- ・ 各種の相談対応に係る想定問答集を整備・充実することにより、同種の相談があった場合には遅滞なく対応できるようにすべきである。
- ・ 県や市町村に寄せられる県民や観光客、企業等からの多岐にわたる相談について、県で対応できないものについては、最適に対応できる相談窓口機関につなぐことのできる体制を構築する必要がある。
また、災害が長期にわたることを想定し、継続的な対応を行う必要がある。
- ・ 県に寄せられる各種の相談に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の相談対応に関わる庁内外の関係機関の相談窓口リストを平時から整備しておく必要がある。

VIII 報道関係機関への対応

①報道対応体制の再構築と情報提供窓口の一元化

【現状・課題】

- ・ 取材に対する県の窓口は「報道班」としていたが、情報を十分に把握しておらず、問い合わせ内容に回答できない場合が多く、結局、担当部署に再度、問い合わせる形になった。取材側が2度手間になるだけでなく、担当者にも問い合わせが殺到した。

【提言】

○報道対応体制を再構築し、情報提供窓口を一元化すべき

- ・ 県災害対策本部事務局に各部局からの情報を集約し、報道対応の責任者が全般的な状況を把握したうえで対応できる体制を構築する必要がある。

②定時の記者会見ができる体制の構築

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時には、特に初期の段階でプレスリリースが定時に行われず、まとまった記者会見の機会も不十分であった。

【提言】

○プレスルームを設置し、定時の報告や資料提供を行うべき

- ・ 防災新館2階の会議室を活用するなど、災害の態様に応じて、適切な頻度により定時の記者会見ができる体制づくりを進める必要がある。

IX 災害ボランティアの受け入れ体制の強化

①災害ボランティアの全県的な受け入れ調整機能の強化

【現状・課題】

- ・ 大規模災害時には、被災地の市町村において市町村社会福祉協議会が必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行っている。
- ・ 更に、本県が災害対策本部を設置した際には、山梨県社会福祉協議会が中心となって山梨県災害救援ボランティア本部を設置し、各市町村で活動する災害ボランティアに過不足が生じた場合等に、全県的な視点から調整を行うこととなっている。
- ・ 今回の雪害では、同本部のそうした調整機能が十分に機能せず、各市町村間の過不足の調整が殆どできなかった。
- ・ 具体的には、当時、災害ボランティア活動における関係機関の間でのリアルタイムな情報の共有ができなかった。
このため、今回のボランティア活動の終盤では、ボランティアの不足している市町村と、ボランティアが余っている市町村など、日々、刻々と変わるニーズに対応するための、県内外からのボランティアの派遣と各市町村での受け入れに係る適切な需給調整ができなかった。
- ・ これは、県災害救援ボランティア本部と、被災した市町村、被災市町村間も含め、情報連携の不足が主な原因と思われる。
また、他都道府県からのボランティアの受け入れについても、どの機関が調整を担うのかについて整理する必要がある。

【提言】

○災害ボランティアの全県的な受け入れ調整機能を強化すべき

- ・ 県災害対策本部事務局に災害ボランティアの担当を設け、県社会福祉協議会が中心となり設置する山梨県災害救援ボランティア本部と連携して、災害ボランティアの全県的な受け入れ調整を行う体制を強化すべきである。

X 研修・訓練のあり方

①本部（事務局）運営マニュアルと研修・訓練の充実強化

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時においては、事務局スタッフ全般の災害対応スキルが未熟なため、災害対応ノウハウを持った一部のスタッフ（防災危機管理課職員等）に業務や問い合わせが集中した。
- ・ 近年、年に1～2回程度実施している「総合図上訓練」は、主として災害対策本部事務局職員が参加するものであり、全庁的な参加ではないため、県職員全体の災害対応能力の向上に結びついていない。
- ・ 地震防災訓練等の実動訓練は、各機関が技能を披露する、いわゆる「展示型」訓練が中心となっているため、実際に当地で大規模災害が起きた時に、地域住民や関係機関が適切に対応、連携できるかどうか不安がある。

【提言】

○事務局運営マニュアルや防災に係る研修・訓練を充実強化すべき

- ・ 現行の災害対策本部事務局運営マニュアルを抜本的に見直すとともに、各班の研修や訓練を積み重ねたうえで、実効性のある総合的な図上訓練を定期的実施し、課題を検証して改善に結びつける継続的な取組が必要である。
- ・ 県が行う各種の防災訓練について、東海地震や豪雨（豪雪）災害、富士山噴火など、代表的な大規模災害の種別ごとに、事務局各班や各部局等が密接な連携のもと、初動対応から秩序だて時系列で適切に対応できるよう、事務局や各部局の災害対応マニュアルや災害時業務継続計画（BCP）等を見直し充実させることが必要である。
- ・ 総合的な訓練の実施にあたっては、事前に事務局各班毎や各部局毎の研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施、その終了後は、各対応を検証して課題を把握し、マニュアルの見直し等に反映させることが重要である。
- ・ 地震防災訓練等の実動訓練にあたっては、実際に当地での大規模災害を想定し、地域住民や関係機関が適切に対応、連携できるようにするための課題解決策の検証という目的を明確にし、より実践的な訓練となるよう見直していく必要がある。

- ・ 防災危機管理部門のマンパワーを強化するなど、県・市町村が行う防災に係る研修や訓練の企画・指導を担う組織体制の充実を図る必要がある。

②本県防災対策の中枢を担いうる人材の育成強化

【現状・課題】

- ・ 現在、防災危機管理課に消防本部や自衛官OB、県警察本部から災害対応経験を有する職員が在籍し、県職員の災害対応能力の向上につながっている。
しかし、県職員は2～3年で異動するケースが多く、十分な経験が積めず、災害対応や防災啓発にリーダーシップを発揮する人材が育ちにくい。

【提言】

○人事異動や人事配置、研修や訓練の積み重ねを通じて、本県の防災対策の中枢を担いうる人材の育成を強化すべき

- ・ 様々な災害に対する予防対策や、災害発生時の応急対策を適切に担いうる職員を育成するためには、職員の人事異動や各種の研修への参加等を通じて、長期的な視点から体系的に人材を育成していく視点が重要である。

③県・市町村幹部の防災・危機管理研修の充実

【現状・課題】

- ・ 昨年10月の台風26号による伊豆大島での大規模土砂災害等の教訓も踏まえて、災害時の自治体首長の危機管理に係るトップマネジメントの重要性が、多方面において強く認識されるようになった。

【提言】

○県・市町村幹部（含・首長）の防災・危機管理研修を実施、充実すべき

- ・ 本県においても、県や市町村の首長や幹部に対する危機管理（トップマネジメント）研修の充実を図るべきである。

X I 地域防災力の強化

①自助、共助に係る防災啓発事業の充実

【現状・課題】

- ・ 平時からの家庭や地域における備えや訓練、また災害時の安全確保や要配慮者の具体的な支援方法など、分かりやすい防災啓発が十分に行われているとは言えない。
- ・ 県民一人ひとりが、土砂災害や洪水など、地域に起こり得る災害の特性をしっかりと理解し、日頃からの備えや災害時の適切な対応ができるようにするための啓発、教育、訓練が十分になされているとは言えない。

【提言】

○住民等の自助や共助に係る日頃からの備えや災害時の初動対応に係る、 県からの広報や防災啓発・防災教育施策を充実すべき

- ・ 各種の県広報、県ホームページの充実や、地域防災出張講座や地域防災リーダーの養成講座等における、地域特性を踏まえた実践的な災害図上演習（DIG）や避難所運営ゲーム（HUG）など、防災啓発プログラムの充実を推進する必要がある。
- ・ 県内各地の災害の歴史や記録を収集、整理するとともに、家庭や学校、地域等において、中山間地域や河川周辺地域など、地域特性を踏まえた実践的な防災教育、啓発、訓練を、より一層推進することが必要である。
- ・ 子供から大人まで、対象に合った啓発を進めるために、防災啓発や防災教育に関わる県や県教育委員会、市町村、大学等の関係機関が連携を深め、県全体としての取組を整合性の取れたものにするるとともに、関係機関の実施する各種事業の一層の内容の充実を図るべきである。

②市町村における全庁的な応急対策体制づくりの支援

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時に、多くの市町村において、防災主管課に応急対策業務が集中して災害対応に追われる一方で、比較的余裕のある部署も多く見られた。

【提言】

○市町村における全庁的な応急対策体制づくりを支援すべき

- ・ 2月の豪雪災害の教訓も踏まえて、大規模災害時に市町村が全庁体

制で対応できるよう、県が昨年度から今年度にかけて全市町村を訪問して実施している「市町村災害対応力強化支援事業」等も活用して、県の平時からの支援策の一層の強化を図る必要がある。

山梨県防災体制のあり方検討委員会設置要綱

- 第1 平成26年2月14日から15日の豪雪災害に関する県の対応について、その初動体制および応急対策など災害対応全般を評価・検証し、その結果を今後の災害対応に反映させるため、「平成26年2月豪雪災害対応に係る庁内検証会議」（以下「庁内検証会議」という。）を設置し、検証を進めてきたが、その中間報告を基に有識者からの意見、提案により本県の防災体制の充実・強化を図るため、山梨県防災体制のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- 第2 委員は山梨県知事が指名する。
- 第3 検討委員会は山梨県総務部防災危機管理監が招集し、開催する。
- 第4 検討委員会は、次の事項に対して検証及び改善策を協議し、その結果を知事に報告する。
- (1) 庁内検証会議において取りまとめられた中間報告に関する意見
 - (2) 豪雪災害における県災害対策本部による応急対策に関する事項
 - (3) 県民への情報発信および相談対応に関する事項
 - (4) 関係諸機関との連携・要請に関する事項
 - (5) 災害ボランティアの受入・活用に関する事項
 - (6) その他、今豪雪災害対応に関する事項
- 第5 検討委員会は、必要に応じ今回の災害に関わった庁外の者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 第6 検討委員会の事務局は、防災危機管理課に置く。
- 第7 検討委員会は、原則として非公開とする。ただし、議長が公開すべきと判断した場合は、委員会の全部又は一部を公開することができる。
- 第8 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、山梨県総務部防災危機管理監が定める。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

